

一般社団法人日本鳥学会定款施行規則

令和6年3月29日制定

代議員総会は、一般社団法人日本鳥学会定款（以下「定款」という。）により代議員総会が定めるものとされている事項につき、この施行規則をもって定める。

第1章 会費

第1条 定款第7条により定める会費は、定款で定める年度（1月1日から12月31日まで）ごとに以下のとおりとする。

- (1) 普通会员 年額 5,000円
- (2) 維持会員 年額 10,000円
- (3) 学生会員 年額 3,000円
- (4) 団体会員 年額 10,000円

2 前項の改正には理事会の同意を必要とし、会長が会員総会への報告をした翌年度から適用する。

第2章 会員の権利

第2条 会員は次の権利を有するものとし、運用の詳細は、その都度理事会が定める。ただし、団体会員は（1）の権利のみを有する。

- (1) 和文誌および英文誌の配布もしくはオンラインでのアクセス権付与
- (2) 和文誌への投稿
- (3) 大会での発表、その他本会の行う行事への参加
- (4) 本会の公募する賞等への応募
- (5) 会員総会における議決権、代議員選挙における選挙権ならびに被選挙権
- (6) このほか、定款で規定する権利

第3章 代議員

第3条 代議員の選挙の運営に当たるため、代議員総会は、会員の中から3名以上を選挙管理委員に委嘱し、選挙管理委員は選挙管理委員会を組織する。

第4条 定款第12条第4項に定める代議員に関する事項は、以下のとおりとする。

- (1) 代議員の資格は、会員（ただし、団体会員を除く。）とする。ただし、選挙管理委員会が指定する期日までに会費を納入しない会員の権利行使は、制限されることがある。

- (2) 代議員の定数は、30名とし、5名以上の欠員が生じたときには、補充の代議員の選任に努めなければならない。
- (3) 代議員の選出方法については、当分の間、従前の例による。

第5条 代議員総会は、首席代議員に選出された者を理事に選出するとともに、会長の適任者として理事会に推薦するものとする。

第4章 報酬等

第6条 定款第29条第3項により定める役員の職務を行うために要する費用の支払いは、以下のとおりとする。

- (1) 旅費として、鉄道賃、航空賃、宿泊費、日当等を、本会旅費規程に準じて支払う。
- (2) 前号の旅費のほかに、本会謝金・賃金規程により、会員に支払われる謝金の範囲内で、謝金を支払うことができる。

第5章 雑則

第7条 この規則は、代議員総会で決議することにより、改正することができる。ただし、代議員定数の改正は、会員数の動向を勘案して行わなければならない。

- 2 この規則を改正する議案は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会が提案する。

附則

- 1. この規則は制定の日から施行する。
- 2. 第3章の規定については、代議員の選出方法等について引き続き検討を行い、令和7年に行われる代議員の選挙までに、必要な改正を行うものとする。